

東 レ 株 式 会 社 定 款

目 次

第 1 章 総	則	(第 1 条－第 5 条)
第 2 章 株	式	(第 6 条－第 12 条)
第 3 章 株 主	總 会	(第 13 条－第 17 条)
第 4 章 取締役及び取締役会		(第 18 条－第 26 条)
第 5 章 監査役、監査役会及び会計監査人		(第 27 条－第 34 条)
第 6 章 計 算		(第 35 条－第 38 条)

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、東レ株式会社と称し、英文では T O R A Y
I N D U S T R I E S , I N C . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の製品の製造及び販売
 - イ. 合成繊維及びその他の繊維並びにこれらの原料
 - ロ. プラスチック及びその他の高分子化学製品並びにこれらの原料
 - ハ. 炭素繊維及びその他の無機化学製品
 - ニ. 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、化学肥料及びその他の化学工業製品
 - ホ. 食品、食品添加物及び飼料添加物
 - ヘ. 印刷用材料及び電子機器用材料
 - ト. 水処理用膜並びにこれを使った製品及び設備
 - チ. 繊維機械及び化学機械並びにその他の機械器具及び装置
 - リ. 土木建築材料
 - ヌ. 医療機器及び医療用品
- (2) 前号に掲げる製品の加工及び流通に関する事業
- (3) 不動産の売買及び貸借並びに建設工事の請負
- (4) 科学技術に関する調査、研究及び分析評価の受託
- (5) 情報処理及び情報通信に関する機器のソフトウェアの製作及び販売並びに情報処理サービス業
- (6) スポーツ及び宿泊に関する施設の経営、旅行業並びに樹木及び草花の栽培その他の緑化事業
- (7) 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業及び倉庫業
- (8) 総合リース業、損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務並びに労働者派遣事業
- (9) 前各号に関する情報の売買及び経営コンサルタント業
- (10) 各種事業に対する投資
- (11) 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項に定める取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株式)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

2. 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 本定款第8条第2項に定める請求をする権利

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株式及び新株予約権につき、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約権の名義書換その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式及び新株予約権の名義書換その他株式及び新株予約権に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2. 前項のほか必要があるときは、隨時に臨時株主総会を招集する。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて社長が招集し、その議長は社長が務める。
2. 社長に事故があるときは、予め取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

- 第18条 当会社の取締役は、30名以内とする。

(選任)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

- 第21条 取締役会の決議によって、取締役会長及び社長並びにその他の役付取締役を定めることができる。
2. 取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。

(報酬等)

- 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財

産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集の通知）

第23条 取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項については、法令及びこの定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（責任免除）

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役、監査役会及び会計監査人

（定員）

第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。

（選任）

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集の通知）

第31条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役会規程）

第32条 監査役会に関する事項については、法令及びこの定款のほか、監査役会

の定める監査役会規程による。

(責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(会計監査人)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当)

第36条 当会社の剩余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを支払う。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剩余金の配当（以下中間配当という。）をすることができる。

(除斥期間)

第38条 剩余金の配当（中間配当を含む。）がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。